

# 東京都耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）の概要

## 1 計画の概要

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が 4 年後に迫る中、東京の防災対応力の強化を図るためには、更なる耐震化の促進が必要
- 『必ず来る大地震に対しても「倒れない」世界一安全・安心な都市・東京の実現』を基本理念とし、耐震化の新たな目標と施策を提示（計画期間：平成 28 年度から 37 年度まで）

## 2 耐震化率の現状と目標

建築物の種類	現状	目標		
		平成 31 年度末	平成 32 年度末	平成 37 年度末
特定緊急輸送道路沿道建築物	80.9% (平成 27 年 12 月末)	90% <sup>※1</sup>	—	100%
住宅	83.8% (平成 27 年 3 月末推計値)	—	95%	※2
特定建築物 (百貨店、ホテル等)	85.6% (平成 27 年 3 月末推計値)	—	95%	※3
防災上重要な公共建築物 (消防署、学校等)	96.7% (平成 27 年 3 月末)	100%（できるだけ早期に達成）		

※1：耐震化率 90%かつ「特に倒壊の危険性が高い建築物（Is 値が 0.3 未満の建築物）」の解消

※2：平成 37 年度末に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消

※3：平成 37 年度末の具体的な目標値は次回以降の計画改定時に定める

## 3 主な施策

### (1) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

**【方針】** 東京 2020 大会までには緊急輸送道路の機能を確保し、最終的には道路閉塞ゼロを実現するため、耐震改修等を重点的に促進

- ・改修計画作成に向けた新たな支援制度を創設するとともに、「特に倒壊の危険性が高い建築物（Is 値が 0.3 未満の建築物）」における耐震改修費の助成を拡充
- ・災害時においても広域的な緊急輸送道路のネットワークを構築するため、九都県市首脳会議を構成する自治体と連携し、耐震化に向けた取組を開始

### (2) 防災都市づくり推進計画に定める整備地域内の住宅の耐震化

**【方針】** 防災生活道路沿道の不燃化・建替えや耐震改修等の促進により道路閉塞を防止

- ・助成対象を木造以外にも拡大するとともに、助成額を引上げ
- ・相談体制を強化するため、整備地域内においてアドバイザー派遣を新たに実施

### (3) マンションの耐震化

**【方針】** 倒壊による周辺市街地への影響が大きいマンションの耐震化を促進

- ・マンション啓発隊の再訪問、「(仮称) マンション再生まちづくり制度」の創設 等

### (4) 耐震化の普及啓発

**【方針】** 耐震化の進捗状況を「見える化」し、都民の機運を更に醸成

- ・工事現場に耐震マークを提示し、改修工事が進んでいることを PR 等